

加盟団体会長 各位

(公財) 足立区体育協会  
会長 渡 邊 義 和

新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言期間中の大会・事業等の取り扱いについて (通知)

日ごろより、当協会事業へのご理解・ご協力および足立区のスポーツ振興へのご尽力を賜り誠にありがとうございます。さて、新型コロナウイルス感染拡大に歯止めがかからず、政府により緊急事態宣言が発出されることが見込まれます。体育協会事業および加盟団体の事業につきましては、下記のとおり取り扱い願います。

記

### 1 足立区および体育協会主催の大会

緊急事態宣言中は中止とします。

足立区民体育大会、都民体育大会足立区予選会、ジュニアスポーツ大会、ジュニア育成地域推進事業 スポーツ教室、スポーツ広場
--

### 2 加盟団体 (各競技団体) 主催の大会・事業等

緊急事態宣言中は開催自粛を要請します。

健康維持のための運動・スポーツが必要とされていることから、完全に活動を禁止するものではありません。ただし感染リスクを抑えるために週 1 回程度までとしてください。活動する際には区や体育協会の感染症拡大防止ガイドラインおよび施設の使用条件を順守してください。

### 3 対象期間

令和 3 年 7 月 1 2 日から緊急事態宣言の解除まで

### 4 区施設等の利用制限等

足立区新型コロナウイルス対策本部の方針により、区施設は利用時間などに制限があります。制限内容に変更がある場合がございますのでご利用の際は事前にご確認ください。

(1) 学校開放…宣言期間中は開放中止

【URL】<https://www.city.adachi.tokyo.jp/sports/chiikibunka/sports/gakkokaiho.html>

(2) 区スポーツ施設等…利用時間は午後 8 時まで

【URL】<https://www.city.adachi.tokyo.jp/sports/kashidashi.html>

### 5 感染症対策の徹底

日常生活においても引き続きマスクの着用、検温、手洗い及び換気などの感染症対策の徹底をお願いいたします。**グループでの飲食は特に感染リスクが高くなりますので、厳に慎んでください。**

競技団体に加盟する各チームや個人の活動については、強制的な制限はできませんが、緊急事態宣言期間中であることを踏まえ、近隣住民や他団体からの誤解を招かぬよう、十分に配慮した行動をとってください。

### 6 問い合わせ

足立区体育協会事務局 電話 0 3 - 3 8 8 0 - 5 9 1 6